

吸収分割にかかる事前備置書類

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2025 年 4 月 2 5 日

株式会社鎌倉新書

2025 年 4 月 2 5 日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都中央区京橋 2 丁目 14 番地 1 号

株式会社鎌倉新書

代表取締役 小林史生

株式会社鎌倉新書（以下「承継会社」といいます）及び株式会社エイチームライフデザイン（本店所在地：愛知県名古屋市中村区名駅三丁目 2 8 番 1 2 号、以下「分割会社」といいます）は、それぞれの取締役会決議に基づき、2025 年 4 月 1 0 日付けで、2025 年 6 月 2 日を効力発生日とする吸収分割契約を締結いたしました（以下「本件吸収分割」といいます）。

本件吸収分割に関する会社法（以下「法」といいます）第 7 9 4 条第 1 項及び同法施行規則（以下「規則」といいます）第 1 9 2 条に基づく事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（法第 7 9 4 条第 1 項）

別紙 1 「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 法第 7 5 8 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（規則第 1 9 2 条第 1 号）

本件吸収分割に際しては、吸収分割契約に従い、承継会社は、分割会社に対して

金 3 1 0, 0 0 0, 0 0 0 円を交付する予定です。かかる対価につきましては、承継対象となる資産及び負債の額並びに承継対象事業の事業性を勘案して、両社協議の上、決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 本件吸収分割の効力発生日に全部取得条項付種類株式の規定による株式の取得又は剰余金の配当を行う場合の法第 1 7 1 条第 1 項又は第 4 5 4 条第 1 項の決議に関する事項（規則第 1 9 2 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（規則第 1 9 2 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 分割会社についての事項（規則第 1 9 2 条第 4 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、日刊工業新聞に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、掲載の日付 2024 年 1 0 月 3 0 日となります。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

分割会社は、2024 年 1 0 月 2 9 日開催の定時株主総会において、下記のとおり剰余金の配当を行うことを決議し、1 0 月 3 1 日に配当を実施しました。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式 1 株につき金 5, 5 9 0 円、総額 5 5 9, 0 0 0, 0 0 0 円

(2) 剰余金の配当が効力を生じた日

2024 年 1 0 月 3 1 日

6. 承継会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（規則第 1 9 2 条第 6 号）

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（規則第 1 9 2 条第 7 号）

承継会社の 2025 年 1 月 3 1 日現在の貸借対照表における資産の額は 4, 5 9 0 百万円、負債の額は 7 5 2 百万円、純資産の額は 3, 8 3 8 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本件吸収分割により承継会社が承継する分割会社の資産及び負債の額は、それぞれ 2 5 百万円と 1 2 百万円となる見込みです。また、上記日から本件吸収分割の効力発生日までに承継会社の資産および負債の状況に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。以上より、本件吸収分割後における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに、承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、承継会社が分割会社から承継する債務については、本件吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断します。

8. 本件吸収分割契約備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記に掲げる事項に変更があった場合における変更後の当該事項（施行規則第 1 9 2 条第 8 号）

変更がありましたら直ちに開示します。

以 上

別紙 1

吸収分割契約書

吸収分割契約書

株式会社エイチームライフデザイン（以下「甲」という）と株式会社鎌倉新書（以下「乙」という）は、甲の営むライフドット事業に関して有する権利義務の一部を、甲が乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という）をおこなうことに関し、つぎのとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 （吸収分割の方法）

1. 甲は、本契約にしたがい、吸収分割の方法により、本契約に定める効力発生日において、甲の経営する事業のうち、ライフドット事業(以下「本事業」という)に関して有する権利義務の一部を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （商号および本店）

1. 本分割における分割会社および承継会社の商号および本店の所在地は、つぎの各号に定めるとおりである。
 - (1) 甲：分割会社
(商号) 株式会社エイチームライフデザイン
(本店) 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目 28 番 12 号
 - (2) 乙：承継会社
(商号) 株式会社鎌倉新書
(本店) 東京都中央区京橋 2 丁目 14 番 1 号

第3条 （権利義務の承継）

1. 甲が本分割により乙に承継させる資産、負債、契約その他の権利義務(以下「分割承継権利義務」という)は、別紙に記載するとおりとする。
2. 乙が本分割により前項の定めにしたがって甲から承継する債務は、乙が全て免責的にこれを引き受け、甲は当該債務を負わない。
3. 乙は、本分割に際して、つぎの事項を承継しない。
甲が本事業のために締結しているつぎの契約
 - ① 2023 年 12 月 1 日締結の株式会社 LANY との SEO 運用代行業務委託契約
 - ② 2018 年 4 月 1 日締結のアルックとの業務委託契約
 - ③ 2017 年 12 月 11 日締結のママズラボ株式会社との業務委託契約

第4条 （本分割に際して交付する金銭等に関する事項）

1. 乙は、本分割に際し、効力発生日において、甲に対し、分割承継権利義務に代えて、金銭等として、金 310,000,000 円（以下「本分割価額」という）を甲が指定する下記の銀行口座に振込送金の方法により支払うものとする。なお、振込送金に要する手数料は乙が負担する。

記

金融機関：三井住友銀行名古屋駅前支店

預金種目：普通預金

口座番号：7538666

口座名義：株式会社エイチームライフデザイン

フリガナ：カ) エイチームライフデザイン

以上

2. 前項の定めにかかわらず、本契約締結後から効力発生日までの間に、甲もしくは乙の財産、経営状態または本事業に重大な変更が生じた場合、本分割の実行に重大な支障となる事態が生じ、もしくは明らかとな

った場合、またはそのほか本分割の目的の達成が困難となった場合は、甲および乙は、協議し合意のうえ、本分割の条件そのほか本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第5条 （乙の資本金および準備金に関する事項）

1. 本分割により、乙の資本金および準備金は増加しない。

第6条 （効力発生日）

1. 本分割の効力発生日（本分割の効力を生ずる日をいう）は、2025年6月2日とする。ただし、本分割の手続の進行そのほかの事由により必要がある場合は、甲乙が協議し合意のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条 （株主総会決議）

1. 甲および乙は、法令にもとづいて省略する場合を除き、効力発生日の前日までに、それぞれに必要とされる本契約の承認および本分割に必要な事項に関する株主総会決議を得るものとする。

第8条 （競業避止）

1. 甲は、本分割の効力発生日後3年間、会社法第21条にもとづいて本事業に関する競業避止義務を負う。
2. 本条の定めは、甲が本事業に関連する重要な技術、ノウハウおよび顧客情報を乙に譲渡することにとまなう合理的な保護措置として定めるものであり、甲の事業活動全般を不当に制限することを目的としない。

第9条 （契約不適合責任等）

1. 甲は、本事業および分割承継権利義務について、本分割の効力発生日時点の状態で乙に承継させるものとし、本契約に先立って実施された乙の甲に対するデュー・デリジェンス等において開示または提供された資料に含まれる事実及び情報ならびにこれらから合理的に認識し得る事実について、契約不適合責任その他の責任を負わない。ただし、甲の重過失によって重要事実の不適合が生じる場合、もしくは甲の本契約にかかる重大な違反または故意による違反がある場合は、このかぎりでない。

第10条 （補償責任等）

1. 甲または乙は、本契約への違反があった場合（前条に基づいて甲が責任を負担する場合を含む）、相手方当事者に対し、当該違反と相当因果関係のある範囲に限り、これに関連して生じた損害を補償または賠償（以下「補償等」という。）するものとする。
2. 第1項に基づく甲または乙の補償等の総額は、本分割価額の20%相当額（以下「補償上限額」という。）を超えないものとし、これを超えた部分については、甲または乙は補償等の義務を負わないものとする。また、甲または乙は、単一の請求原因事実に基づく請求（以下「個別請求」という。）に係る損害の額が金1000万円以下の場合には全て免責されるものとし、個別請求に係る損害の額が金1000万円を超えた場合にのみ、補償上限額を超えない範囲で、その超過額に限り、補償等の請求をすることができる。
3. 前項の定めにかかわらず、甲または乙が当該損害の原因となった事由に関連して保険会社その他の第三者から保険金の支払い、損害の填補を受けた場合、現実には支払いを受けた当該金額は損害から除外され、また、甲または乙が保険金の支払いにより損害の填補を受けた場合、前項に規定する補償上限額は、現実には支払いを受けた金額の分だけ減額される。また、甲または乙は、相手方に対する補償の請求に先立って、当該保険に基づく救済を検討するものとし、当該保険により填補されない損害がなお存在する場合に限って、相手方に対する補償の請求を行うことができる。
4. 第1項に基づく補償等の請求は、本分割の効力発生日の6ヶ月の応当日までに書面により相手方に通知を行った場合に限り、これを行うことができる。
5. 本分割に起因または関連する補償等の請求は、詐欺その他の欺罔行為または隠蔽行為に該当する場合を除き、本条に従ってのみ可能であり、甲および乙は、本条に基づく補償等の請求を除き、債務不履行、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、相手方に対して損害その他の負担につき賠償または補償その他の請求をすることはできない。

第11条 （本分割の効力）

1. 本契約は、効力発生日の前日までに、本契約の履行に必要な法的手続きの完了に必要な承認が得られなかった場合、または本分割に必要とされる関係官庁の承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条 （秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約締結日から3年間、本契約の存在および内容、交渉経緯並びに本契約に関し相手方から開示を受けた一切の情報（文書、口頭その他媒体の如何を問わない。以下「秘密情報」という）について、厳に秘密を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用してはならず、また、相手方の事前の書面による承諾がない限り如何なる第三者にも開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報は、秘密情報には含まれない。
 - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
2. 前項の規定にかかわらず、甲および乙は、次の各号に掲げる場合には、秘密情報を開示することができる。
 - (1) 自己（甲については、株式会社エイチームを含む。乙については、乙の子会社を含む。）の役職員または本契約のために契約した弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザーその他の秘密保持義務を負う専門家（甲については、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社を含む。）に対し、本契約の締結または履行のために合理的に必要なかつ最小限の範囲で開示する場合
 - (2) 法令または裁判所、政府機関、金融商品取引所その他情報受領者に対して権限を有する機関の裁判、命令、規則等により秘密情報の開示を要求され、合理的に必要な範囲で開示する場合
3. 前項第2号の規定に基づき、秘密情報を開示する場合、情報受領者は、情報開示者に対し、事前に（実務上困難な場合には事後すみやかに）その旨を通知するものとする。

第13条 （契約上の地位の移転）

1. 甲および乙は、相手方当事者の書面による事前の同意を得ることなく、本契約上の地位および権利義務の全部または一部を第三者に譲渡、移転または承継し、そのほかの処分をおこない、または引き受けさせることができないものとする。

第14条 （完全合意）

1. 本契約は、本契約で規定する事項に関する当事者間の完全なる合意を構成するものであり、本契約の締結日前日までに本契約に定める事項に関して当事者間で締結された契約にかぎり、本契約の締結をもってすべて失効する。

第15条 （管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠し、同法にしたがって解釈されるものとする。
2. 本契約に関連するいっさいの紛争は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条 （協議事項）

1. 本契約に定めのない事項、解釈に疑義を生じた事項、そのほか本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨にしたがい、甲乙協議のうえ、決定する。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。但し、電子署名サービスを用いる場合には、本書の電子ファイルを作成し、それぞれ合意の後電子署名を施し、各自その電子ファイルを保管する。この場合、当該電子ファイルを原本とし、これを印刷した文書 は写しとする。

2025 年 4 月 10 日

甲：

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目 28 番 12 号
株式会社エイチームライフデザイン
代表取締役 間瀬 文雄

乙：

東京都中央区京橋 2 丁目 14 番 1 号
株式会社鎌倉新書
代表取締役 小林 史生

別紙 承継権利義務明細表

本分割により乙が甲から承継する分割承継権利義務は、以下に記載する資産、負債およびその他の権利義務等とする。ただし、本分割による権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可または承諾を要するものについては、当該許認可または承諾等の取得を条件とする。なお、承継しない権利義務であって両当事者の誤解を防止するために定められる事項については、本契約の第3条に定めるものとする。

1. 資産等

本分割により乙が甲から承継する資産等は、効力発生日において本事業に属する以下の資産のうち、法令上承継可能なものとする。

- (1) 本事業に属する知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権およびノウハウをいう）
- (2) 本事業に属する売掛金
- (3) 現預金（但し、対象事業の前受収益にかかる金額に限る）
- (4) その他、本事業を営むのに必要な資産

2. 債務

本分割により乙が甲から承継する債務は、効力発生日において本事業に属する以下の債務のうち、法令上承継可能なものとする。

- (1) 本事業に属する未払金
- (2) 本事業に属する未払費用
- (3) 本事業に属する前受収益（契約負債）
- (4) その他、本事業の運営に伴う負債

3. 契約（雇用契約をのぞく）

乙は、本分割により、効力発生日において本事業の取引に属する契約（契約上の地位およびこれに付随する権利義務）を甲から承継する。ただし、甲および乙は協議合意のうえ、当該契約にもとづく権利義務を承継対象から個別に除外することができる。

4. 雇用契約

乙は、本分割により、効力発生日における最新の甲乙による合意にしたがって、本事業に属する甲の従業員を甲から承継する。

5. 許認可

本分割により乙が甲から承継する許認可、補助金は、効力発生日において本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届け出、補助金等のうち法令上承継可能なものとする。

6. 文書ならびに情報システム

乙は、甲が本事業を運営するために作成した文書または電磁的記憶装置内のファイルを甲より承継する。また、乙は、甲が本事業を運営するために作成した情報システムに関するシステム、プログラム、データ、アカウント等（別紙記載のもの）を甲より承継する。なお、第三者のサーバー等に構築されたシステムまたはアプリケーション等に関連するシステム、データ等をふくめ、承継する際に分離が困難なものについては、甲乙協議協力のうえ、双方の経済的価値を最適化し、かつ承継後にシステムが継続的、円滑に過不足なく稼働するように承継するものとする。